

(健Ⅱ563F)

令和4年2月21日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その3）

「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）」令和4年2月2日付(健Ⅱ526F)をもって、貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より本会に対して標記について周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

令和4年2月10日に開催された第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務の規定の適用を除外すること等について、妥当である旨答申がなされました。

今後、答申を受けた内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を行うとしています。これまでの案内通り、2月21日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であり、接種体制の準備ができている自治体においては、ワクチンが届き次第、3月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については2月下旬の公布・施行が予定されています。

また、小児への新型コロナワクチン接種については、別添3のリーフレット及びウェブサイトを活用いただき、十分な情報提供をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてよろしくお願い申し上げます。

(厚生労働省「5～11歳の子どもへの接種（小児接種）についてのお知らせ」ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 14 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その 3）

5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナワクチン接種については、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和 3 年 11 月 16 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 2）」（令和 4 年 1 月 27 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において接種体制の準備を進めていただいています。令和 4 年 2 月 10 日に開催された第 30 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、小児に対する新型コロナワクチン接種について議論され、ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務の規定の適用を除外すること等について、妥当である旨答申がなされました。

政府としては、答申を受けた内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を速やかに行います。これまでもお知らせしたとおり、2 月 21 日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であり、接種体制の準備ができている自治体においては、ワクチンが届き次第、3 月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については 2 月下旬の公布・施行を予定しています。

こうした中で、小児への新型コロナワクチン接種を円滑に進めるため、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本小児科医会に別添 1・2 のとおり協力を依頼しました。これを踏まえ、各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、地域の医療関係者と調整を行い、これまでの事務連絡も参照し、

小児への接種体制について準備を進めていただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。

また、小児への新型コロナワクチン接種について、わかりやすいリーフレット（別添3）及びウェブサイト（後掲）を作成しました。新型コロナワクチン接種の対象となる小児及びその保護者への情報提供を行うに当たって、当該リーフレット及びウェブサイトを活用いただき、十分な情報提供を行っていただきますようお願いいたします。

（ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

事務連絡
令和4年2月14日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の構築への協力について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年2月10日に開催された第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳以上11歳以下の者（以下「小児」といいます。）に対する新型コロナワクチン接種について議論され、ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務の規定の適用を除外すること等について、妥当である旨答申がなされました。

政府としては、答申を受けた内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を速やかに行います。2月21日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であり、接種体制の準備ができている自治体においては、ワクチンが届き次第、3月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については2月下旬の公布・施行を予定しています。

貴会におかれましては、小児への新型コロナワクチン接種の円滑な実施のために貴会会員にご協力をいただけるよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。また、小児への新型コロナワクチン接種について、関係情報を以下のウェブサイトにもまとめておりますので、ご参考としていただきますよう、併せてお願いいたします。

(ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

事務連絡
令和4年2月14日

公益社団法人日本小児科医会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の構築への協力について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年2月10日に開催された第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳以上11歳以下の者（以下「小児」といいます。）に対する新型コロナワクチン接種について議論され、ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務の規定の適用を除外すること等について、妥当である旨答申がなされました。

政府としては、答申を受けた内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を速やかに行います。2月21日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であり、接種体制の準備ができている自治体においては、ワクチンが届き次第、3月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については2月下旬の公布・施行を予定しています。

貴会におかれましては、小児への新型コロナワクチン接種の円滑な実施のために貴会会員にご協力をいただけるよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。また、小児への新型コロナワクチン接種について、関係情報を以下のウェブサイトにもまとめておりますので、ご参考としていただきますよう、併せてお願いいたします。

(ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html



5歳から11歳のお子様と
保護者の方へ



新型コロナワクチン接種
についてのお知らせ



接種費用
無料
(全額公費)

5歳以上のお子様も
新型コロナワクチンを受けることができます。

おうちの人と一緒にこの説明書を読んで、ワクチンを受けるか相談しましょう。

接種当日は母子健康手帳もご持参ください。

5歳から11歳の方も、新型コロナワクチンを受けられるようになりました。
国内の新型コロナ感染者全体に占める子どもの割合は増えています。
この説明書を読んで、ワクチンを受けるか、お子様と一緒にご検討ください。

◎使用するワクチン

ファイザー社の5～11歳用のワクチンを使用します。子ども用のワクチンです(※)。
通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種します。

(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。

◎接種の対象

- 5歳から11歳の方
- 特に、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患(※)を有するお子様は接種をおすすめしています。接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医などによく相談してください。

(※)日本小児科学会では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い疾患の一覧等を公表しています。

日本小児科学会「新型コロナウイルス関連情報」

URL: https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=333



新型コロナワクチンの効果

Q.新型コロナワクチンは、どんな効果がありますか？

A.新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。

ワクチンを受けると、体の中で新型コロナと戦う仕組み(免疫)ができます。ウイルスが体に入ってきた時に、すぐ戦える準備ができますので、新型コロナの症状が出にくくなります。5～11歳における2回接種後7日以降の発症予防効果は、90.7%と報告されています(※)。

(※)オミクロン株が出現する前のデータです。

出典:特例承認に係る報告書より

新型コロナワクチンの安全性

Q.子どもが新型コロナワクチンを受けた後は、どんな症状が出ますか？

A.注射した部分の痛みが一番多く現れます。

ワクチンを受けた後、数日以内に現れる症状は、注射した部分の痛みが一番多く、1回目で74%、2回目で71%でした。注射を受けたすぐ後よりも、受けた日の夜や次の日に痛みを感じる人が多いです。疲れた感じや発熱などは、1回目よりも2回目の後の方が多く現れ、38℃以上の発熱は1回目で2.5%、2回目で6.5%でした。ワクチンを受けた後の症状は、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

■数日以内に起こることがある症状

症状が出た人の割合	症 状
50%以上	注射した部分の痛み、疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

出典:特例承認に係る報告書より

Q.若い男子ほど接種後に心筋炎を発症しやすいと聞きますが、子どもはどうでしょうか？

A.米国では、12～17歳男子に比べ5～11歳男子の方が、心筋炎が報告される割合が低いとされています。

ごくまれですが、海外では子どもでも軽症の心筋炎を発症した例が報告されています。

米国では、新型コロナワクチン接種後の心筋炎の報告率は、5～11歳の男子の方が12～15歳や16～17歳の男子より低いとされています。

ワクチン接種後4日程度の間にお子様にも胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えてください。

なお、心筋炎と診断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

出典:2022.1.5 ACIP Meeting

新型コロナワクチンを受けるには

◎お子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち合いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎ワクチン接種当日は可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

子どものワクチン接種では、接種履歴は母子健康手帳で管理しているため、接種当日には可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

その他、このお知らせが入っていた封筒の中身一式、本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）を忘れずにお持ちください。



◎ワクチンについての疑問や不安があるときはかかりつけ医などにご相談ください。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。同時または前後2週間は、原則、他のワクチンを受けることはできません。また、お子様に基礎疾患があるときなど、ワクチンについての疑問や不安があるときも、かかりつけ医などによくご相談ください。

ご相談先など

◎新型コロナワクチンに関する相談先

ワクチン接種後に、体に異常があるとき	➔	ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口
ワクチン接種全般に関するお問い合わせ	➔	市町村の窓口

◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）が受けられます（※）。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

（※）その健康被害が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会により、因果関係を判断する審査が行われます。

ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



マスクの着用



石けんで手洗い



手指の消毒

子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 子ども

検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。





新型コロナウイルス接種についてのお知らせ



新型コロナウイルスをなぜ受けるの？

人の体の中に新型コロナウイルスが入りこみ仲間が増えると、
ねつ、だるさ、せき、息ぐるしさ、頭のいたみ、味覚の変化などがおきて、
体の調子が悪くなります。
ワクチンを受けると、体の中で新型コロナウイルスとたたかう用意ができる
ので、ウイルスが体に入っても、体の調子が悪くなりにくくなります。



新型コロナウイルスを受けるときは、どんなことに注意すればいいの？

<p>受ける前</p>	<p>37.5℃以上のねつがあるときや、体の調子が悪いときは、 ワクチンを受けられないので、そのことをおうちの人に伝えましょう。</p>
<p>受ける時</p>	<p>ワクチンは肩の近くに注射します。 肩を出しやすい服で、受けに行きましょう。</p>
<p>受けた後</p>	<p>◎ワクチンを受けた後、15分以上はすわって様子をみましょう。 (30分様子をみる場合もあります)</p> <p>◎当日はお風呂に入るなど、いつも通りの生活をするのは問題ありませんが、激しい運動はやめましょう。</p> <p>◎ワクチンを受けると、以下の症状が出ることがありますが、2～3日で自然とよくなるのがわかっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ねつ ○だるさ ○頭のいたみ ○さむけ ○気持ちわるさ ○おなかをこわす ○胸のいたみ ○さむけ

こんな症状が出たら、おうちの人や周りの大人に知らせましょう。

● **受けたすぐ後**

- 体のかゆさ
- せき



● **受けた日や4日くらいの間**

- ねつ
- だるさ
- 頭のいたみ
- さむけ
- 胸のいたみ
- 胸がドキドキした感じ
- 息ぐるしさ



このワクチンは3週間の間をあけて2回受けてください。



守ってほしい、大切なこと。

ワクチンを早く受けている人や、ワクチンを受けられない理由がある人など、様々な人がいます。ワクチンを受けている、受けていないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは、絶対にあってはなりません。

